

相手国政府・ 相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅封日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
バングラデシ ュ	バングラデシュにおける全球測 位衛星システム連続観測点高密 化及び駿潮所近代化計画のため の贈与に関する日本国政府とバ ングラデシュ人民共和国政府と の間の交換公文	バングラデシュにおける全球測 位衛星システム連続観測点高密 化及び駿潮所近代化計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	1,258,000千円 2023.3.31まで	2019.6.30 ダッカで (同日)	日本側 泉裕泰在バングラ デシュ大使 モノロ バングラデシュ側 財務省経 済関係局次官	2019.7.24 84号
バングラデシ ュ	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とバングラ デシュ人民共和国政府との間の 交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	429,000千円 2027.12.31まで	2019.6.30 ダッカで (同日)	日本側 泉裕泰在バングラ デシュ大使 モノロ バングラデシュ側 財務省経 済関係局次官	2019.7.25 88号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。